

排出基準に適合しない未処理水排出時の対応について（注意喚起）

今夏期はこれまでに類を見ないほど降雨量が多く、当支部管内の鉱山においても、坑廃水処理施設から公共用水域へ排出基準に適合しない未処理水の排出が相次いで発生しています。

このため、令和4年8月15日付けで「[東北地方における豪雨による鉱山施設の被害について（注意喚起）](#)」により、注意喚起を実施したところですが、当該注意喚起の実施にもかかわらず、その後も、未処理水排出時の関係機関への報告の遅れや排出された未処理水の採水未実施等、不適切な対応が発生しています。

坑廃水処理を実施している各鉱山においては、下記未処理水排出時の対応について、関係者への周知及び再教育を徹底するとともに、下記対応を確実に行うよう再度注意喚起します。

1. 関係機関への速やかな報告について

- (1) 緊急時における連絡先、連絡体制を再確認すること。
- (2) 公共河川・湖沼への未処理水排出を確認後、速やかに国や自治体等の各関係機関へ報告すること。
- (3) 当支部の夜間休日時の緊急連絡先

＜稼行鉱山・休止鉱山＞

鉱 害 防 止 課 長： 080-5471-7212

touhoku-kougaiicho@meti.go.jp

＜廃止補助金鉱山・資源環境センター移管鉱山＞

鉱害防止課審査室長： 080-5471-7213

touhoku-toukatsukan@meti.go.jp

2. 採水について

- (1) 流出した未処理水、薬剤による簡易中和処理後の排水、河川水等（混入位置の上流・下流、利水点、環境基準点）について、未処理水の排出が停止するまで一定時間毎の採水分析（パックテスト、公定分析）を実施すること。
- (2) 採水や排出に係る各種情報を記録し保存すること。

3. 坑廃水の地下浸透について

- (1) 浸透箇所、範囲等を把握すること。
- (2) 土壌のサンプリングを実施すること。

4. 鉱害の発生を防止するための措置について

排出基準に適合しない未処理水を排出したとき、地下浸透したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかに事故を復旧すること。

（本発表資料のお問合せ先）

関東東北産業保安監督部東北支部

鉱害防止課：佐々木 光朗 電話 022-221-4965

審査室：佐々木 正克 電話 022-221-4968